

生活保護のしおり

生活保護とは

何らかの原因で生活困窮に陥り、自分の力では生計を維持できない世帯に対し、日本国憲法第25条の理念に基づき、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護の手続きの流れ

- 1 **相談** 生活に困っている状況等をお聞きするとともに、生活保護制度について説明いたします。
↓
- 2 **申請** 生活保護の申請意思がある方は、申請書の提出をいただきます。
↓
- 3 **調査** 申請を受けて、生活状況や収入・資産状況等を調査します。
↓
- 4 **審査** 調査の結果、生活保護の適用が可能か審査します。
↓
- 5 **決定** 審査の結果、生活保護の適用の可否を決定します。
生活保護が開始されると、保護費の支給や支援が始まります。

1 相談

生活にお困りのことや悩みごとがあれば、ご相談ください。

市役所本庁舎まで来られない場合は、お電話でも結構ですし、こちらからお伺いすることも可能です。

家庭の事情や困っている状況をお聞きして、生活保護制度や他に利用できる制度について、ご案内します。

お聞きした相談内容は、相談者の同意を得ることなく第三者へ話すことはありませんので、安心してご相談ください。

2 申請

生活保護を利用するには、原則、保護を必要としている本人やその扶養義務者または同居の親族の申請が必要です。

なお、申請は、現在お住いの自治体にします。(※住民登録とは、関係ありません。)

また、生活保護は、世帯全体で保護が必要かどうかを判断しますので、同じ世帯にいるのに、一人だけ生活保護を申請することはできません。

申請された場合、収入や資産の状況、お住いの状況等が確認できる書類を提出していただきます。(申請の際には、必ずしも必要ではなく、後日でも可能です)

3 調査

保護の申請受理後、保護が必要かどうか、必要な場合には保護費はどの程度になるかを審査するため、調査を行います。

○ご自宅への訪問

お住いの状況や、あなたやご家族の生活状況等を聞き取りまたは確認するため、ご自宅へ訪問します。

なお、生活保護受給中も、担当者が定期的に訪問します。

○資産の取扱い

あなたからの届け出のほか、銀行や生命保険会社等へ調査を行います。

原則、資産（預貯金・生命保険・自動車・土地家屋・高価な貴金属・有価証券等）については、生活のために活用（売却）していただきます。

ただし、処分するよりも保有する方が世帯の自立に効果があると判断されるものについては、保有が認められます。

※例えば、現に居住している家屋であって、処分価値の小さいものは保有を容認（ローン付住宅は処分の対象）

※資力があるものの、すぐに活用ができない場合

資力（預貯金・生命保険・土地家屋・交通事故の補償金・手当や年金の受給権等）があるものの、すぐには活用することができず、急迫した事情などやむを得ない理由がある場合には、いったん保護を開始します。

その後、資力が活用できる状態になった時、それまでに支給した保護費（介護費や医療費を含む）をさかのぼって返還していただきます。この際、世帯の自立の観点から、返還を一部免除されることがありますので、必ず申告してください。申告が無く、あとで判明した場合は不正受給として取り扱われます。

○他の制度の利用

年金事務所等へ調査を行います。年金、手当、雇用保険等、生活保護以外の公的な制度が利用できる場合、手続きを進めていただきます。

○能力の活用

働くことができる方は、その能力に応じて、働いて収入を得る努力をしてください。病気や障害により働くことが難しい方には、医師等の意見を参考にして、その方に合った支援をいたします。

○ご親族への照会

親、子ども、兄弟姉妹等のご親族からの仕送りや養育費を受けることができる場合には、生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。

なお、ご親族は可能な範囲で援助を行うものであり、ご親族がいるというだけで、生活保護を受けられないということではありません。

ご親族に対して、援助（仕送りや養育費などの金銭的援助、訪問や電話などによる精神的援助、身元引受人などの書類上必要な援助等）の可能性について照会を行います。DVや虐待等の特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談ください。

○収入の取扱い

給与や年金・手当等の公的な給付、ご親族からの仕送り等の種類を問わず、あらゆるものを世帯の収入とみなし、生活費に充てていただきます。

ただし、必ずしも全額を収入として認定するわけではなく、必要経費等について差し引いたうえで収入として認定するものもあります。

4 審査

あなたから提出された書類や各種調査した結果を受けて、生活保護の利用が可能かどうかを審査します。

生活保護は、世帯の人数や年齢、家賃額等をもとに国が定めた基準により計算した月ごとの「最低生活費」と、「世帯の収入（給与、年金、手当、仕送り等）」を比較して、不足する生活費等を補う制度です。

したがって、生活保護費は、世帯ごとに異なるとともに、収入や生活状況により変動するため、常に一定の金額とは限りません。

生活保護が利用できる場合（保護の開始）

世帯の全収入が最低生活費より少ない場合、生活保護の利用ができます。

この場合、最低生活費に不足する分のみ保護費として支給されます。

国の基準による最低生活費（介護費・医療費を含む）

世帯の全収入

保護費

生活保護が利用できない場合（申請却下）

世帯の全収入が最低生活費を超える場合、生活保護は利用できません。

国の基準による最低生活費（介護費・医療費を含む）

世帯の全収入

5 決定

審査の結果、生活保護を利用できる（開始）か、利用できない（却下）かを、原則として14日以内に書面でお知らせします。なお、調査に時間を要する場合には、その理由を付して、最長で30日以内にお知らせいたします。

決定が遅いと感じたときや通知された内容が分からない場合には、担当者におたずねください。それでもなお決定に納得いかない場合には、決定を知った日の翌日から3か月以内に、石川県知事に対して審査を求めることができます。